

# 猪名川町

## 就学前教育・保育のみらい通信



令和7年11月19日 No.1

発行：猪名川町教育委員会

猪名川町生活部 こども課

このおたよりを通じて「就学前教育・保育のあり方」における検討・協議等の状況を皆様にお知らせしていきます。

### 猪名川町就学前教育・保育あり方に関する提言について

本町の人口動向を踏まえた推計によると、令和10年には就学前人口はおおむね550人程度になる見込みです。これは、令和2年と比べ約50%の減少となります。今後ますます厳しさを増す就学前人口の減少に的確に対応するためには、持続可能で質の高い幼児教育・保育体制の再構築が必要となります。そこで、令和7年4月17日付、諮問第1号により諮問された町就学前教育・保育のあり方について検討するため、町就学前教育・保育のあり方検討委員会を設置しました。全4回実施された委員会では、広く町民の意見を聴取するとともに、町立就学前教育・保育施設の今後のあり方や役割等を検討いただきました。提言のポイントは次の3点です。



#### ①町立就学前教育・保育施設の今後のあり方について

町立の幼稚園・保育園3園を統合して、幼保連携型の認定こども園1園に再編することが望ましい。

#### ②町立就学前教育・保育施設の役割について

質の高い教育・保育の実践を通じて町全体の指針と水準を示し、町における教育・保育のフラグシップとなるよう取り組まれない。また、これまで積み重ねてきた経験や取り組みを基に、町全体の特別支援教育における重要な役割を果たされたい。そして、虐待や貧困など支援を要するこどもとその保護者を対象に、関係機関と連携し、セーフティネットの役割を担うとともに、誰もが利用しやすい子育て支援拠点として機能することが望ましい。

#### ③適正な集団規模について

3歳児は約15人、4・5歳児は20～25人程度の同年齢集団が望ましい。また、集団活動の広がりとかども一人ひとりへの配慮を両立させ、小学校教育への円滑な接続と教育の充実により、一層取り組まれない。

また最後に、今後も就学前人口の動向を見ながら、あり方については適時見直しをしていただきたいとまとめられています。

猪名川町就学前教育・保育あり方検討について



# 猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する 基本方針（案）について

町就学前教育・保育のあり方検討委員会より示された提言をもとに、現在「猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（案）」の策定をすすめています。



## その1 今後の町立就学前施設のあり方について

今の町立幼稚園・保育園についてはそれぞれが担ってきた役割や機能を一つにし、在園児だけでなくすべての家庭を対象とした支援活動を担う「幼保連携型認定こども園」1園への再編を進めます。



## その2 町立認定こども園の開園時期について

町立認定こども園は、令和10年4月の開園を目指します。



## その3 町立認定こども園の設置場所について

町立認定こども園の設置場所は、施設の機能や設備の状況、保護者の送迎の利便性等を総合的に考慮し、猪名川保育園を最優先候補施設とします。

### そのほかには・・・

- 質の高い教育・保育を提供できるよう、町立就学前教育・保育施設と私立園との連携を図っていきます。
- 特別支援教育やセーフティネットとしての役割、子育て支援事業等に引き続き、取り組んでいきます。
- こどもたちが安心して就学できるよう、小学校へのスムーズな移行支援に取り組めます。



詳細につきましては、左記二次元コードより、ご覧ください。

猪名川町就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（案）



## 皆様からのご意見（パブリックコメント）を募集いたします

この「基本方針（案）」は、お子様の未来を築くための大変重要な計画です。私たちは、この方針を最終決定する前に、日頃から子育てに向き合っている保護者の皆様の率直なご意見を伺うことが不可欠であると考えております。つきましては、右記のとおり、皆様からのご意見を広く募集するパブリックコメントを実施いたします。

この機会に方針案をご一読いただき、今後の就学前教育・保育のあり方について、皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

### ○パブリックコメント募集期間○

**令和7年11月11日(火)**

**～令和7年12月10日(水)**

意見の提出方法等パブリックコメントの実施については、町ホームページ（左記二次元コード）もしくは、別紙をご参照ください。



### 【問合せ先】

教育振興課 TEL 072-766-6000

こども課 TEL 072-767-7477